徳島県告示第七十号

次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年二月十八日から二

令和二年二月十八日

道路の種類 一般国道

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

≡		路
二九号		線
号		名
同	一九七番一地先まで三九番一地先から三九番一地先から三好市山城町八千坊字中ノ瀬三	区間
新	旧	の 新別 旧
ハ・九~ニー・九 一七〇・〇	四・〇~二一・九 一七〇・〇	敷 地 の 幅 員
0.041	0.041	(メートル) 長